

寒 総 行 第 3 7 号

平成 2 9 年 7 月 2 7 日

寒川町個人情報保護制度運営審議会

会長 中 島 幸 雄 様

寒川町長 木 村 俊 雄

個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する諮問について(諮問)

このことについて、別紙のとおり寒川町個人情報保護条例の見直し等を検討していることから、寒川町個人情報保護条例(平成 11 年寒川町条例第 25 号)第 36 条第 2 項の規定により、意見を求めます。

(事務担当は、総務課行政総務担当)

## 第 36 条第 2 項の規定に基づく個人情報保護制度の運営に関する 重要事項に関する諮問

個人情報保護条例の見直し等について(通知)(平成 29 年 5 月 19 日総行情第 33 号総務省大臣官房地域力創造審議官通知)により提供された地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言を受け、次のように寒川町個人情報保護条例の見直し等を検討していることから、その当否について、意見を求めます。

### 1 個人情報の定義の明確化等

#### (1) 個人情報の定義の明確化

指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正する。

また、個人識別符号の定義については、個人情報の保護に関する法律(以下「個情法」という。)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行個法」という。)と同じものにする。

#### (2) 他の情報との照合

照合の容易性を要件とせず、他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものを含む現行の取り扱いを継続する。

#### (3) 死者に関する情報

死者に係る個人情報を保護の対象とする現行の取扱いを継続する。

## 2 要配慮個人情報の取扱い

### (1) 要配慮個人情報の定義

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にするため、要配慮個人情報の定義を設ける。なお、要配慮個人情報の定義については、条例において既に、原則取り扱ってはならない個人情報として、「思想、信条及び宗教」「人種及び民族」「犯罪歴」「前3号に掲げるもののほか、基本的人権を損なうおそれのある事項」が規定されていることから、行個法において要配慮個人情報として規定されているもののうち、条例に規定されていないものを加える方法で改正する。

### (2) 個人情報ファイル簿等への記載

思想、信条等の個人情報の取扱いを個人情報取扱事務登録簿に記載する現行の取扱いを継続し、個人情報取扱事務登録簿の記載欄を条例改正の内容に合わせて改める。

### (3) 要配慮個人情報の収集制限

要配慮個人情報は原則取り扱ってはならないという現行の取扱いを継続する。

## 3 非識別加工情報の仕組みの導入

### (1) 基本的な考え方

非識別加工情報の仕組みの導入については、平成29年6月9日に次のことが閣議決定されており、後日、法改正等の措置が講じられる可能性があることから、法改正等の措置や県内自治体の動向等が明らかになるまで見送る。

なお、非識別加工情報の定義、加工の基準等については、今後、検討を進め、非識別加工情報の仕組みの導入決定後、改めて寒川町個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)に諮問する。

ア 地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成の委託を行える仕組み等の検討を行い、本年度中に結論を得る

イ 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、整合的なルール

の整備がなされるよう、地方公共団体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換を早急に設ける

ウ 地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取り組みを行う

(2) 個人情報保護審議会等の役割等

非識別加工情報の加工及び安全確保措置の基準等の制定、その取扱いに対する監視・監督を行う機関の設置及び提案審査時における有識者の活用については、今後、検討を進め、非識別加工情報の仕組みの導入決定後、改めて審議会に諮問する。

(3) 個人情報ファイル簿の作成・公表

個人情報ファイル簿は、非識別加工情報の仕組みを導入する際に作成し、公表する。

なお、個人情報ファイル簿については、今後、個人情報取扱事務登録簿の廃止、個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿の併用のいずれにするか、様式、運用方法等について検討し、非識別加工情報の仕組みの導入決定後、改めて審議会に諮問する。

(4) 非識別加工情報の作成対象情報

非識別加工情報の作成対象から除外する保有個人情報については、今後、検討を進め、非識別加工情報の仕組みの導入決定後、改めて審議会に諮問する。

なお、非識別加工情報の作成対象から除外する保有個人情報の決定に当たっては、非識別加工情報の作成対象情報の範囲が国のものよりも狭くならないようにする。

(5) 非識別加工情報の仕組みの円滑な導入

(1)、(3)及び(4)のとおりとする。

(6) 他の地方公共団体における非識別加工情報の利用に関する契約の解除

非識別加工情報の提案をできる者の範囲については、今後、検討を進め、非識別加工情報の仕組みの導入決定後、改めて審議会に諮問する。

#### 4 罰則について

個人情報の不正な提供等に関する罰則については、既に定めているため、現時点での見直しは必要ないが、非識別加工情報の仕組みを導入する際に、非識別加工情報等の取扱いの委託業務に従事している者又は従事していた者の不正な提供等を加える必要がある。

#### 5 オンライン結合制限

公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による個人情報の提供ができないという現行の取扱いは変更しない。ただし、審議会への諮問については、オンライン結合による提供が法令で義務付けられている場合、本人の同意がある場合、緊急の場合など、諮問の実益がなかったり、その暇がなかったりするときに、諮問を省略することができるよう、次のいずれかに該当する場合は、審議会への諮問を省略できることとする。

- ・ 法令等の規定に基づき提供するとき。
- ・ 本人の同意に基づき提供するとき。
- ・ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。

#### 6 地方独立行政法人に係る取扱い

現在は、地方独立行政法人を設立していないため、地方独立行政法人の個人情報に係る取扱いについては、規定しないが、地方独立行政法人を設立することとなったとき検討する。